

令和7年第1回知北平和公園組合議会定例会は、令和7年（2025年）2月13日午前9時知北平和公園組合事務所議場に招集された。

1 出席議員（9人）

1番 北川明夫	2番 早川直久
3番 佐藤友昭	4番 鷹羽琴美
5番 加茂康治	6番 太田和利
7番 鏡味昭史	8番 大川 晃
9番 間瀬宗則	

2 欠席議員（なし）

3 開閉の日時

開会 令和7年（2025年）2月13日 午前9時

閉会 令和7年（2025年）2月13日 午前9時38分

4 説明のため会議に出席した者

管理者	花田勝重	副管理者	岡村秀人
副管理者	日高輝夫	副管理者	山口智絵子
会計管理者	白濱久	所長	水野泰則

5 職務のために会議に出席した者

東海市環境経済部長	小笠原 尚 一	大府市市民協働部長	近 藤 真 一
東浦町生活経済部長	原 田 英 治	東海市環境経済部次長兼生活環境課長	河 田 明
大府市環境課長	太 田 雅 之	東浦町環境課長	畔 上 智
総務係長	神 野 歩	施設係長(整備担当)	竹 内 昌 史
施設係長(運営担当)	池 嶋 尚 也		

6 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告1	例月出納検査結果報告 (令和6年(2024年)7月~11月分)	
4	報告2	令和6年度(2024年度)定期監査結果報告	
5	議案1	知北平和公園組合情報公開審査会条例の一部改正について	原案可決
6	議案2	知北平和公園組合斎場条例の一部改正について	原案可決
7	議案3	令和6年度知北平和公園組合一般会計補正予算(第1号)	原案可決
8	議案4	令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
9	議案5	令和7年度知北平和公園組合一般会計予算	原案可決
10	議案6	令和7年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算	原案可決
11	議員提出 議案1	知北平和公園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	原案可決

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月13日 午前9時 開会)

8 議 事

議長（鷹羽 琴美）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9人で、定足数に達しております。

よって、令和7年第1回知北平和公園組合議会定例会は成立しますので、開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、事前に配付しました日程表により進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議に先立ちまして管理者より御挨拶をいただきます。

管理者（花田 勝重）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得まして、開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第1回知北平和公園組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日御審議をお願いいたします案件は、令和7年度知北平和公園組合一般会計予算など7件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

議長（鷹羽 琴美）

議案等の説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、御報告します。

議長（鷹羽 琴美）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により、9番間瀬宗則議員及び1番北川明夫議員を指名します。

議長（鷹羽 琴美）

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

議長（鷹羽 琴美）

日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（令和6年（2024年）7月～11月分）」及び日程第4、報告第2号「令和6年度（2024年度）定期監査結果報告」を一括議題とします。

本2件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（令和6年（2024年）7月～11月分）」及び日程第4、報告第2号「令和6年度（2024年度）定期監査結果報告」を終わります。

議長（鷹羽 琴美）

日程第5、議案第1号「知北平和公園組合情報公開審査会条例の一部改正について」を議題とします。議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第1号「知北平和公園組合情報公開審査会条例の一部改正」について、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることとなったため、条例の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、3ページの参考資料、新旧対照表により御説明申し

上げます。

第3条は、懲役を拘禁刑に変更するものでございます。附則第1項は、施行期日に関する規定で、令和7年6月1日から施行するもの。附則第2項及び第3項は、罰則の適用等に関する経過措置の規定となっております。

以上をもちまして、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第1号「知北平和公園組合情報公開審査会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（鷹羽 琴美）

日程第6、議案第2号「知北平和公園組合斎場条例の一部改正について」を議題とします。議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第2号「知北平和公園組合斎場条例の一部改正」について、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、新斎場の供用開始に伴い、斎場使用料等の見直しをするため、条例の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、4ページの参考資料、新旧対照表により御説明申し

上げます。

第2条は、新斎場に儀式用の式場が無い場合、関係する規定を削除するもの、別表・第7条関係は、供用開始に合わせ、新斎場の光熱水費・運営費・整備費などに基づき新たな火葬料金に見直し、合わせて備考の定義を見直すため、5ページに移りまして、第1項の管内・管外の定義、また第2項の動物などの定義を、見直しており、斎場使用料を改正するものでございます。なお、6ページ以降にあります附則第1項は、施行期日に関する規定で、令和7年4月22日から施行するもの、附則第2項は、経過措置で、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前のおりとするものでございます。

以上をもちまして、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第2号「知北平和公園組合斎場条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（鷹羽 琴美）

日程第7、議案第3号「令和6年度知北平和公園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第3号「令和6年度知北平和公園組合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

今回補正いたします内容は、予算の総額は変更なく、歳入の款項の区分ごとの金額でございます。

2 ページを御覧ください。

補正の款項の区分ごとの金額の変更は、第1表歳入予算補正のとおりでございます。

4 ページ・5 ページを御覧ください。

歳入の補正予算の具体的な内容でございますが、第1款分担金及び負担金の第1項1目斎場事業負担金の819万6千円の減額は、第6款諸収入の第2項1目雑入の資源物売却金を同額の819万6千円増額したことによるもの、第1款1項2目事務費負担金の525万3千円の減額は、第5款繰越金の第1項1目繰越金の前年度繰越金を同額の525万3千円増額したことによるものでございます。

以上をもちまして、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

2番（早川 直久）

2・3ページ歳入の第6款諸収入第2項1目雑入の資源物売却金819万6千円について内容を教えていただきたい。

所長（水野 泰則）

資源物の売却は令和6年度、今年度より開始いたしております。新斎場の整備、他自治体の資源物売却の事例、資源物の再利用による環境負荷の低減など、斎場事業を取り巻く環境の変化に対応するため今年度から開始したものでございます。以上でございます。

2番（早川 直久）

今年度採用した経緯ではなく補正の内容について教えていただきたい。

所長（水野 泰則）

内容につきましては、残骨灰に含まれる貴金属等を売却しております、売却する金額と、あと残骨灰自体を無害化して減量化するという処理も併せてお願いしている形となっております。以上でございます。

2番（早川 直久）

今説明ありましたが、昨年まではやってなかったんですね。6年度が初めて。それはどうしてですか。新しく斎場を作るからですか。

所長（水野 泰則）

新斎場になるにあたり運営方法を見直していく一環で、資源物の売却について検討させていただいたもの。近年、他の斎場についても同様に資源物を売却するという傾向があり、先程話をさせていただいたような資源物の再利用で環境負荷を低減していこうという流れもありましたので、今年度から実施させていただいているというような形となっております。以上でございます。

議長（鷹羽 琴美）

よろしいですか。

2番（早川 直久）

はい。

議長（鷹羽 琴美）

他にございませんか。

8番（大川 晃）

残骨灰を新規事業でやるときに、利用者のサービスに回すということで当初予算の際におっしゃられておりました。今回増額し、単価が上がったとか該当するものの売却が多かったということになると思われませんが、負担金の方を軽減した理由がありましたら説明をお願いいたします。

所長（水野 泰則）

負担金で運営費を賄っている形となっております。その運営費に今回の資源物売却金の増額を充当するという形でサービスの向上に繋げるという形となっております。以上でございます。

議長（鷹羽 琴美）

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第3号「令和6年度知北平和公園組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

議長（鷹羽 琴美）

日程第8、議案第4号「令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第4号「令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

今回補正いたします内容は、歳入歳出それぞれ60万1千円を追加し、予算の総額を1億4,295万4千円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

補正の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページ・5ページを御覧ください。

歳入歳出の補正予算の具体的な内容でございますが、歳入の第1款分担金及び負担金の第1項1目霊園事業負担金の421万9千円の減額は、歳入の第5款1項1目繰越金の前年度繰越金を同額の421万9千円の増額をしたことによるものでございます。

また、一番下の表の、歳出の第1款事業費の第1項1目24節積立金の霊園管理基金積立金基金利子積立の60万1千円の増額は、歳入の第3款財産収入の第1項1目利子及び配当金の霊園管理基金利子が同額の60万1千円増額したことによるものでございます。

以上をもちまして、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

2番（早川 直久）

2・3・4・5ページにかかっている、4・5ページの歳入第3款財産収入第1項財産運用収入の1目利子及び配当金について、今回補正で60万1千円増額、歳出の霊園管理基金積立金基金利子積立、2ページ・3ページの方だと歳入3款の財産収入第1項財産運用収入60万1千円入れて、歳出の1款事業費、3ページの総括も同様ですが、これは債券か何かの利子ですか。

所長（水野 泰則）

債券の利子になっております。霊園管理基金は約9億円ございまして、それを普通預金・定期・後は債券で運用しています。債券の預け入れを変更したことにより予定より利率が高くなったため、今回補正をさせていただくというような内容になっております。以上でございます。

2番（早川 直久）

今9億あって、債券はどれくらい運用されているのか。

所長（水野 泰則）

9億円の内、約5億円を地方債で運用させていただいておりまして、あと4億円を定期預金、残りは普通預金の方で運用させていただいております。以上でございます。

議長（鷹羽 琴美）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第4号「令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

議長(鷹羽 琴美)

日程第9、議案第5号「令和7年度知北平和公園組合一般会計予算」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長(水野 泰則)

ただいま上程されました、議案第5号「令和7年度知北平和公園組合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

一般会計予算書の1ページを御覧ください。

令和7年度の予算総額は、9億6,616万1千円で、前年度予算額に対し12億8,328万2千円の減、率にして57.0%の減でございます。

2ページ・3ページを御覧ください。

予算の款項ごとの金額は、第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為は、デジタル複合機賃借料で、複数年契約の実施のため設定するものでございます。第3表地方債は、斎場整備事業を対象に、5億2,800万円の借り入れを行う予定をいたしております。

6ページ・7ページを御覧ください。

本年度予算額、前年度予算額及びその比較は、歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

8ページ・9ページを御覧ください。

歳入の主な項目でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項1目斎場事業負担金は、1億2,225万5千円の計上で、前年度と比較すると3,855万5千円の増となり、各市町の負担金は人口割で算出したしております。続いて、2目事務費負担金は3,964万6千円の計上で、前年度と比較すると375万8千円の増となり、各市町の負担金は均等割20%、人口割80%で算出したしております。第2款使用料及び手数料、第1項1目斎場使用料は、3,900万円の計上で、前年度と比較すると2,500万円の増となり、この増額は名古屋市の八事斎場の建替えに伴い管外利用者数の増加を見込んだことによるもの、第4款繰入金、第1項1目新斎場建設基金繰入金は2億2,040万円の計上で、前年度と比較すると3億4,083万円の減となり、この減額は令和7年度分の斎場建設工事の支払い額が令和6年度に比べ減少したことによるもの、第6款諸収入、第2項1目雑入は、1,525万1千円の計上で、前年度と比較すると715万4千円の増となり、この増額は資源物を含む残骨灰を売却した収入の増額を見込んだもの、第7款組合債、第1項1目組合債は、斎場建設工事の支払いのため斎場整備事業債5億2,800万円を計上するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページ・11ページを御覧ください。

歳出の主な項目でございますが、第1款議会費、第1項1目議会費は、38万5千円で、前年度と比較すると20万円の減となり、この減額は議会視察を隔年で実施しており、令和7年度は議会の視察を予定していないことによるもの、第2款総務費、第1項1目一般管理費は、3,917万4千円で、前年度と比較すると395万8千円の増となり、この増額は人件費定期昇給分や事務所の修繕費等を計上したことによるもの、12ページ・13ページを御覧ください。下の方の表の第3款事業費に移り、第1項1目斎場事業費は、1億4,618万2千円で、前年度と比較すると4,894万9千円の増となり、この増額は光熱水費、委託料の増額や、斎場使用料の一部を斎場建設基金に積立てを行うためによるもの、14ページ・15ページを御覧ください。2目斎場建設事業費は、7億5,119万2千円で、前年度と比較すると13億6,008万1千円の減となり、この減額は令和7年度分の斎場建設工事の支払い額が令和6年度分に比べ減少したことによるもので、令和

7年度は斎場建設事業の最終年度となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

また、説明は省略させていただきますが、16から20ページに給与費明細書、22・23ページに債務負担行為に関する調書、24ページに地方債に関する調書、及び、別冊にて令和7年度予算に関する資料もあわせて、参考にしていただければと存じております。

以上をもちまして、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

2番（早川 直久）

8ページ・9ページ、歳入の第6款諸収入の第2項雑入1目雑入ですが、説明欄4行目に資源物売却益1, 287万円とあり、先程6年度の補正で800万位あがっており、また400万以上増えているのですが、この理由はどういうものでしょうか。

議長（鷹羽 琴美）

お答え願います。

所長（水野 泰則）

来年度も同様に資源物の売り渡しを行っていきたいという形になっておりまして、今年度の入札の結果、先程の補正予算と同様に、一定の価格で売却ができると見込まれたことと、併せて、先程八事斎場の建替えに伴って管外利用者数が増えることを見越したため、さらに今後は重さで契約、単価契約のような形にして実数にして売却額を決めていきたいという点で増えております。以上でございます。

議長（鷹羽 琴美）

よろしいですか。

2番（早川 直久）

はい。

議長（鷹羽 琴美）

他にございませんか。

(「なし」の声)

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第5号「令和7年度知北平和公園組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（鷹羽 琴美）

日程第10、議案第6号「令和7年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第6号「令和7年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。

霊園事業特別会計予算書の1ページを御覧ください。

令和7年度の予算総額は、1億6,125万3千円で、前年度予算額に対し1,890万円の増、率にして13.3%の増でございます。

2ページ・3ページを御覧ください。

予算の款項ごとの金額は、第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為の合葬墓地整備工事は、複数年契約の実施のために設定するものでございます。

6ページ・7ページを御覧ください。

本年度予算額、前年度予算額及びその比較は、歳入歳出予算事項別明細書のとおり

りでございます。

8ページ・9ページを御覧ください。

歳入の主な項目でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項1目霊園事業負担金は、4,272万8千円の計上で、前年度と比較すると216万1千円の減となり、各市町の負担金は人口割で算出したしております。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、3,286万3千円の計上で、前年度と比較すると637万7千円の減となり、この減額は1目の永代使用料の新規墓地利用者数を令和6年度の60区画想定から令和7年度は40区画想定に変更したことによるもの、第4款繰入金、第1項1目霊園管理基金繰入金は、7,884万2千円の計上で、前年度と比較すると2,506万4千円の増となり、この増額は墓地整備工事や合葬墓地整備事業等の財源として繰り入れるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

12、13ページを御覧ください。

歳出の主な項目でございますが、第1款事業費、第1項1目霊園管理費は、1億6,025万3千円で、前年度と比較すると1,890万円の増となり、この内、12節委託料の説明欄の一番下の合葬墓地設計・工事監理委託料2,241万8千円は、令和6年度から実施している合葬墓地の設計費用のうち令和7年度分を計上するもの、また、14節工事請負費3,700万円は、霊園の園路の舗装や受水槽の更新を行うために計上するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

また、説明は省略させていただきますが、16から19ページに給与費明細書、20・21ページに債務負担行為に関する調書、及び、別冊の令和7年度予算に関する資料もあわせて、参考にしていただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

2番議員（早川 直久）

8 ページ・9 ページの歳入の第3 款財産収入、第1 項1 目利子及び配当金今年度5 0 4 万3 千円、霊園管理基金利子、先程6 年度の説明がありましたけど、地方債で確か3 0 0 万円位になっていましたけど、今回また増えていますがこの理由は何でしょうか。

議長（鷹羽 琴美）

お答え願います。

所長（水野 泰則）

先程と同様の内容になりますが、地方債を今1 0 年満期になったため借り換えたもので、借り換えた時期が昨年と一昨年末位になっており、その時期によって利子分が変わっております。以上でございます。

議長（鷹羽 琴美）

よろしいですか。

2 番（早川 直久）

はい。

議長（鷹羽 琴美）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第6 号「令和7 年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（鷹羽 琴美）

日程第1 1、議員提出議案第1 号「知北平和公園組合議会の個人情報保護に関

する条例の一部改正について」を議題とします。議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

9 番（間瀬 宗則）

議長の御指名がございましたので、ただいま上程されました、議員提出議案第1号「知北平和公園組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正」について、御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることとなったため、条例を改正するものでございます。

内容につきましては、条例中の懲役の表記を拘禁刑に改めるものでございます。

附則第1項は施行期日で、この条例は、令和7年6月1日から施行するもの、附則第2項は経過措置で、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとするものでございます。

議員各位の満場一致の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。以上です。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議員提出議案第1号「知北平和公園組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（鷹羽 琴美）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（花田 勝重）

議長のお許しを得まして、令和7年第1回知北平和公園組合議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日御提案申し上げました案件につきましては、慎重に御審議、御決定を頂き、厚く御礼を申し上げます。

この後、新斎場の方の視察が予定されておりますけれども、いよいよ工事の方も順調に進んでおりまして、4月3日に竣工式、また4月22日から稼働ということで、利用者の皆様にとってふさわしい施設となりました。また、しっかりと管理をして貰いますので皆様の御支援、御協力をお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（鷹羽 琴美）

これをもちまして、令和7年第1回知北平和公園組合議会定例会を閉会いたします。

終始、御協力賜りありがとうございました。

（2月13日 午前9時36分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

知北平和公園組合議会

議 長 鷹 羽 琴 美

9 番議員 間 瀬 宗 則

1 番議員 北 川 明 夫
